

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号

120

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

多面的機能支払交付金の返還額が生じた場合の手続きの簡素化

提案団体

埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、さいたま市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、深谷市、上尾市、滑川町、鳩山町、皆野町、小鹿野町、美里町、長野県

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

農業者等で構成する活動組織に対する多面的機能支払交付金に返還額が生じた場合、翌年度以降の交付金との相殺交付を可能とすること。

具体的な支障事例

【現行制度】

多面的機能支払交付金は、国から都道府県、都道府県から市町村、市町村から活動組織への流れで交付されている。交付額は田畑等の面積に応じて算定し交付されているが、活動の実績により執行残が生じる場合もある。

その場合の執行残の取扱いについては、活動期間中、翌年度への持越しは可能であるが、国の指導により持越し額が多くなると返還を求められる。

対象農地の減少による返還の場合には返還相当額を次年度の交付金と相殺することが可能となっているが、それ以外の場合では翌年度以降の交付金との相殺はできず、返還手続を要する。

【支障事例】

活動組織が交付金の執行残を返還する場合、要領に基づき当該年度の交付金を受け取ったうえで返還手続を行う必要があるが、経由する市町村、県にとってもそれぞれ手続が必要となり負担となっている。

本県の例を挙げると、活動組織は県内 47 市町村に所在しており、執行残がある場合、

- ①活動組織が市町村へ返還申出書を提出し、返還金を納入する。
- ②次に、市町村が各活動組織からの返還申出書を基に市町村分の返還報告書を取りまとめ、県へ提出し、返還金を納入する。
- ③最後に、県が 47 市町村分の返還報告書を取りまとめ、国へ提出し、返還金を納入する。なお、一連の作業には3か月程度の期間を要する。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

活動組織にとっては、返還手続に掛ける労力を本来業務である農地の維持管理に充てることができる。また、複数回にわたる返還報告書の作成や返還金の納入を省略することが可能となり、事務費の削減や業務に携わる職員の事務負担の軽減に繋がる。

根拠法令等

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 第2条第1項、第9条第2項
多面的機能支払交付金実施要綱別紙1の第9、別紙2の第9

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、白河市、川崎市、上越市、石川県、岐阜県、兵庫県、鳥取県、熊本県、熊本市、宮崎県、宮崎市

○活動組織が交付金の執行残を返還する場合、要領に基づき当該年度の交付金を受け取ったうえで返還手続きを行う必要があるが、経由する市町、県にとってもそれぞれ手続きが必要となり負担となっている。当県の例を挙げると、活動組織は県内36市町に所在しており、執行残がある場合、以下の①～③の手続きを行う。なお、活動組織の段階でも返還手続きは地域での徴収手間や申請手続きが発生して活動組織に多大な負担を強いており、それらの手続きが不要となる相殺処理を可能として負担を減らすことが必要である。

①活動組織が市町村へ返還申出書を提出し、返還金を納入する。

②次に、市町村が各活動組織からの返還申出書を基に市町村分の返還報告書を取りまとめ、県へ提出し、返還金を納入する。

③最後に、県が36市町村分の返還報告書を取りまとめ、国へ提出し、返還金を納入する。なお、一連の作業には3か月程度の期間を要する。

○毎年度、執行残が生じた場合、翌年度への繰越金としているが、多面的機能支払交付金制度は5年間の計画であることから、5年目の活動終了年度には活動組織によって返還額が生じている。相殺交付を可能とすることは、繰越金の減少、返還金発生防止の効果が期待され、あわせて、返還金が生じた場合の返還報告書や返還金納入などの手続きが省略され、活動組織、行政の事務手続きの負担軽減に繋がる。

○当県の活動組織は県内19市町に600余り所在している。昨年度、高齢化や担い手不足に伴う対象面積の見直しや転用による農地面積の減少により、交付金の返還が生じた。一連の作業には4か月程度の期間を要し、経由する市町、県にとって負担となっている。

○活動組織の執行残の補助金返還は、事業の仕組み上、市町村及び県を経由して返還手続きを行うため、それぞれの機関において、補助金返還に係る手続きが負担となっている。県内各地に所在する活動組織の執行残に係る事務手続きは、各市町村分を取りまとめた上で、国への返還手続きを行うため、期間を要する。

○これまで、活動継続組織における執行残の返還事例は無いが、今後持越金が増加してきた組織において補助金返還を要する事例も想定される。

○当県では、市町村毎に交付単価を定めており、地域の実情に合った単価を設定しているところですが、持越金額の増加や余剰金の返還が生じております。また、毎年度、対象農用地面積の減少や使い切れなかった交付金の返還額が1,500万円を超えており、過年度返還の予算確保や活動組織からの返還手続きに時間を要しております。よって、各活動組織からの返還額が生じた場合に、翌年度交付金との相殺交付が可能となれば、事務手続きの大幅な軽減となり、更に、予算が不足している長寿命化へ割当が可能となり、年度交付金を有効に活用することができる。

○当県では39市町村に多面的機能支払交付金を交付しているが、同様の事例が発生しており、平成29年度は43件、平成30年度は3件の返還を行っている。また、返還手続きに要する期間も3か月程度かかっていることから、翌年度交付金との相殺交付が可能となれば、活動組織、行政それぞれで事務負担の軽減ができる。

○当市においても、執行残の返還を行う活動組織が存在し、返還の手続きが必要となっている。翌年度以降の交付金との相殺が可能となれば、活動組織・行政双方の事務負担の軽減につながる。

○活動組織の執行残額を国に返還する場合、市が各活動組織に対し納付書を発行し、組織から金融機関で納入してもらった後、市が県に対し返還金を支出する。翌年度以降の交付金と相殺が可能となると、返還金の納付事務や支出事務が簡素化される。

各府省からの第1次回答

多面的機能支払交付金は、活動計画に位置付けた共同活動が適切に行われれば多額の執行残が発生することは見込まれない交付水準を設定しており、その活動計画に基づく共同活動の計画的な実施に当たり、必要な範囲において交付金の翌年度への持越しを認めているところである。

仮に、このような趣旨に反して持越額が大きくなるような場合には、共同活動の実施に必要な額を精査し、それを上回る額は不用額として予算の適切な執行を図るべきものである。

転用等により農用地ではなくなる場合には、活動計画の開始年度以降の当該農地の面積に応じて交付した交付金の遡及返還を求めるものであり、当該事務の手続きに係る活動組織の負担軽減を図るため、例外的に相殺交付ができるように規定しているところ。

これらのことを踏まえ、各都道府県においては、交付金の適切な執行及び交付事務が行われるよう、活動組織

に十分な指導をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

多面的機能支払交付金の実施にあたり、県では、活動組織が事業計画に位置付けた活動を適切に実施するとともに、交付金を適正に執行するよう指導している。

本交付金では、次年度当初の活動に必要な経費については持越しが認められているが、県では、活動内容を精査した上で、必要額を上回る額については返還するよう、市町村及び活動組織に対し指導を行っている。しかし、活動組織により構成員の人数が異なる上、地域の農道や水路等の整備状況にも大きな差があることから、農地維持活動に係る経費については組織により差が生じている。

また、本交付金の活動にあたって、例えば草刈りや路面維持に係る作業委託、事務委託など外注することが可能となっているが、外注せずに構成員のみで活動を実施している組織もある。その場合、外注よりも比較的低コストで活動できる場合もあり、一部組織では執行残により持越額が増加し、不用額が生じてしまうことがある。

なお、令和元年度に返還を行う組織は8組織となっており、今後も返還手続を行う組織が出てくるものと考えられるため、活動組織に対し、本来業務である農地や道水路の保全管理ではなく、返還手続に労力をかけさせることになってしまうほか、自治体にとっても返還報告書の作成や返納金の納入などの事務が発生し、職員への事務負担の増加が懸念される。

以上のことから、活動組織、市町村及び県の事業担当者の事務負担の軽減を図るため、次年度の交付額との相殺交付について再度検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

多面的機能支払交付金は、活動計画に位置付けた共同活動が適切に行われれば多額の未執行額が発生することは見込まれない交付水準(交付単価)を設定している。

また、本交付金は、活動期間(原則5年間)を通して交付される交付金であるため、次年度当初に本交付金の交付が行われるまでの間の活動資金の確保、活動の実施に必要な資金の積立を目的とする場合には、必要な範囲において交付金の次年度への持越しを認めているところである。

このような制度の趣旨に鑑み、仮に、活動計画に位置付けた活動を行わなかったことによる未執行額が発生する場合には、共同活動の実施に必要な額を精査し次年度以降の申請を減額する等、予算の適切な執行を図るべきである。

ご提案の未執行額を減額調整して次年度の交付金の割当を行う相殺交付は、次年度当初の割当までに、未執行額が返還すべきものかどうかを精査し、その額を確定しておく必要があり、実績が確定する前の作業となるため、活動組織、市町村及び県における事務負担が大きくなることが想定される。

なお、本交付金では、転用等により農用地ではなくなる場合には、活動計画の開始年度以降の当該農地の面積に応じて交付した交付金の遡及返還が必要となるが、当該事務の手続きに係る活動組織の負担軽減を図るため、例外的に相殺交付を認めているところである。一方、日本型直接支払の中山間地域等直接支払交付金及び環境保全型農業直接支払交付金においては、相殺交付が行われておらず、他の補助事業においても同様である。

令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月23日閣議決定)記載内容

—